



# 鳥取県公報

令和2年3月13日（金）  
第9183号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための県税の申告期限の延長 (85) (税務課) . . . . . 2 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (86) (福祉監査指導課) . . . . . 2 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (87) (〃) . . . . . 2 生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (88) (〃) . . . . . 3 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (89) (水産課) . . . . . 3 物品売払代金の徴収事務の委託 (90) (畜産試験場) . . . . . 3 鳥取県海面漁業調整規則による聴聞 (91) (境港水産事務所) . . . . . 3 一般国道の区域の変更 (92) (道路企画課) . . . . . 4 一般国道の供用の開始 (93) (〃) . . . . . 4 自転車及び歩行者専用道路の区間の指定 (94) (〃) . . . . . 4 指定障害児通所支援事業の廃止の届出 (95) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (96) (〃) . . . . . 5 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (97) (〃) . . . . . 5 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (98) (〃) . . . . . 5
◇ 公 告	建築士免許の取消し (住まいまちづくり課) . . . . . 6 森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所農林局) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第85号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告のうち、県内に事務所又は事業所を有する納税者に係る個人の事業税（年の中途において事業を廃止した場合を除く。）及び県内に所在する不動産の取得者に係る不動産取得税（条例第113条第1項の規定による申告に限る。）の申告であって、その期限が令和2年3月16日に到来するものについては、その期限を同年4月16日まで延長する。

なお、個人の県民税の申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）のうち、その期限が令和2年3月16日に到来するものについては、同税に併せて課される個人の市町村民税の措置の例による。

令和2年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ノーブルライフ	西伯郡大山町赤松 2458-107	デイサービスセンターあかまつ	西伯郡大山町赤松 2458-107	通所介護	平成23年11月 1日

## 鳥取県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ノーブルライフ	西伯郡大山町赤松 2458-107	デイサービスセンターあかまつ	西伯郡大山町赤松 2458-107	通所介護	平成27年3月 31日
"	"	デイサービスセンターあかまつ米子	米子市東福原八丁目21-24	"	平成27年10月 1日
社会福祉法人福	東伯郡三朝町大字	訪問看護ステー	東伯郡三朝町大字	訪問看護	平成29年1月

生会	横手396	ションみささ	山田108-5		31日
----	-------	--------	---------	--	-----

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人福生会	東伯郡三朝町大字横手396	訪問看護ステーションみささ	東伯郡三朝町大字山田108-5	介護予防訪問看護	平成29年1月31日

鳥取県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
株式会社ノーブルライフ	西伯郡大山町赤松2458-107	訪問介護睦月	米子市淀江町佐陀1282-1	訪問介護	平成27年10月1日

鳥取県告示第89号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和2年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
田後加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち次に掲げる漁業以外の漁業 1 沖合底びき網漁業 2 中型いか釣り漁業及び小型いか釣り漁業
鳥取御来屋加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月13日

鳥取県畜産試験場長 安 藤 功

1 委託の相手

公益社団法人全国和牛登録協会

2 委託期間

令和2年1月30日から同年3月10日まで

鳥取県告示第91号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

令和2年3月13日

鳥取県境港水産事務所長 宇 山 俊 彦

- 1 聴聞の日時 令和2年3月25日（水）午後1時30分から
- 2 聴聞の場所 境港市昭和町9-20  
鳥取県境港水産事務所応接室（みさき会館2階）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

**鳥取県告示第92号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年3月13日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
431号	米子市和田町字二割屋敷東3688-14地先から同市夜見町字砂浜三3098-99地先まで	変更前	20.0~67.1	2568.0
	米子市和田町字二割屋敷東3688-14地先から同市夜見町字砂浜三3097-24地先まで	変更後	25.6~95.2	3008.0

**鳥取県告示第93号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年3月13日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
431号	米子市和田町字二割屋敷東3688-14地先から同市夜見町字砂浜三3097-24地先まで	令和2年3月22日

**鳥取県告示第94号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、次のとおり自転車及び歩行者専用道路の区間を指定するので、同条第5項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年3月13日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
-------	-----	-----	--------

一般国道	431号	米子市和田町字二割屋敷東3688-14地先から同市夜見町字砂浜三3097-24地先まで	令和2年3月22日
------	------	---	-----------

鳥取県告示第95号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月13日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
株式会社デマンド	米子市皆生二丁目13-13	放課後等デイサービスきっずらんど	米子市皆生新田一丁目7-41	放課後等デイサービス	令和2年3月31日

鳥取県告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月13日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
坂根 敏治	坂根歯科医院	米子市皆生温泉四丁目24-20	令和2年3月4日	令和2年1月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第97号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月13日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
坂根 敏治	坂根歯科医院	米子市皆生温泉四丁目24-20	令和2年3月4日	令和2年1月31日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月13日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人	米子市上後藤八	障害福祉サービス事業	米子市上後藤八丁目9	就労移行支援	令和2年3月

養和会	丁目9-23	業所あんず・あぷり こ	-23		31日
-----	--------	----------------	-----	--	-----

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第3項の規定により公告する。

令和2年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 建築士の氏名 松田 万実
- 2 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 3 登録番号 第4230号
- 4 免許を取り消した年月日 令和2年2月28日
- 5 取消しの理由 本人の申請による

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月13日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
ソーラー・フィールド9合同会社 代表社員 株式会社タカラレーベン 職務執行者 塩月 雄二	東京都千代田区丸の内一丁目8-2	西伯郡伯耆町福兼字末鎌大成ノ二 329-1 外3筆	太陽光発電所の建設	26.2821ヘクタール	6.6666ヘクタール	4.0747ヘクタール	平成30年9月20日から令和3年5月31日まで	令和2年3月6日